

育成医療申請に必要な書類について（新規）

- 自立支援医療（育成医療）支給認定（変更）申請書
- 自立支援医療（育成医療）意見書
※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。
- 世帯調書
- 健康保険証の写し
 - ・ 国民健康保険…同一の健康保険に加入されている方の全員が記載されている健康保険証の写し（カード型の場合もそれぞれ全員分のカードの写し）
 - ・ 国民健康保険以外…育成医療を受けるお子さんの名前が記載されている健康保険証の写し（カード型の場合、お子さんのカードとともに、被保険者の方のカードの写し）
- 市町村民税課税証明書
(育成医療を受ける月が4月から6月の場合は前年度分、7月から3月の場合は、今年度分)
 - ・ 国民健康保険の場合は、加入されている方全員分の証明書、社会保険の場合は、被保険者の証明書
 - ・ 市民税が非課税の場合は、世帯調書へ記載の方全員分の証明書

※市町村民税が芦屋市以外で課税されている場合、必要となります。
- 特定疾病療養受領証（腎臓機能障害で人工透析療法を行う場合）
- 医療保険多数該当世帯については、高額療養費支給通知書写し

※ 「医療保険多数該当世帯」…育成医療の対象となる治療のあった月以前の12か月以内に、医療保険において高額療養費が支給されている月数が3か月以上ある世帯
- 本人・保護者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- 本人確認ができるもの

（提出先）〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市こども福祉部福祉室障がい福祉課

T E L 0797-38-2043

F A X 0797-38-2160

育成医療申請に必要な書類について（再認定）

- 自立支援医療（育成医療）支給認定（変更）申請書
- 自立支援医療（育成医療）意見書
 - ※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。
 - ※障害者の病状の変化及び治療方針の変更がない場合は、省略が可能です。
- 世帯調書
- 健康保険証の写し
 - ・国民健康保険…同一の健康保険に加入されている方の全員が記載されている健康保険証の写し（カード型の場合もそれぞれ全員分のカードの写し）
 - ・国民健康保険以外…育成医療を受けるお子さんの名前が記載されている健康保険証の写し（カード型の場合は、お子さんのカードとともに、被保険者の方のカードの写し）
- 市町村民税課税証明書
 - （育成医療を受ける月が4月から6月の場合は前年度分、7月から3月の場合は、今年度分）
 - ・国民健康保険の場合は、加入されている方全員分の証明書、社会保険の場合は、被保険者の証明書
 - ・市民税が非課税の場合は、世帯調書へ記載の方全員分の証明書

 - ※市町村民税が芦屋市以外で課税されている場合、必要となります。
- 特定疾病療養受領証（腎臓機能障害で人工透析療法を行う場合）
- 医療保険多数該当世帯については、高額療養費支給通知書写し
 - ※ 「医療保険多数該当世帯」・・・育成医療の対象となる治療のあった月以前の12か月以内に、医療保険において高額療養費が支給されている月数が3か月以上ある世帯
- 本人・保護者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- 本人確認ができるもの

（提出先）〒659-8501
芦屋市精道町7番6号
芦屋市こども福祉部福祉室障がい福祉課
TEL 0797-38-2043
FAX 0797-38-2160

育成医療申請に必要な書類について（変更）

●住所・氏名・被保険者証に関する事項・身体障害者手帳番号に関する変更

- 自立支援医療（育成医療）受給者証等記載事項変更届
- 変更が確認できる書類
※加入する医療保険の変更やその他の理由により、「世帯」の構成が変更となる場合は、改めて支給認定を行います。上記の書類のほかに下記の書類が必要となります。
- 世帯調書
- 健康保険証の写し
 - ・ 国民健康保険…同一の健康保険に加入されている方の全員が記載されている健康保険証の写し（カード型の場合もそれぞれ全員分のカードの写し）
 - ・ 国民健康保険以外…育成医療を受けるお子さんの名前が記載されている健康保険証の写し（カード型の場合、お子さんのカードとともに、被保険者の方のカードの写し）
- 市町村民税課税証明書
（育成医療を受ける月が4月から6月の場合は前年度分、7月から3月の場合は、今年度分）
 - ・ 国民健康保険の場合は、加入されている方全員分の証明書、社会保険の場合は、被保険者の証明書
 - ・ 市民税が非課税の場合は、世帯調書へ記載の方全員分の証明書

※市町村民税が芦屋市以外で課税されている場合、必要となります。
- 特定疾病療養受領証（腎臓機能障害で人工透析療法を行う場合）
- 医療保険多数該当世帯については、高額療養費支給通知書写し
- 本人・保護者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- 本人確認ができるもの

● 医療の具体的方針の変更・有効期間の延長

- 自立支援医療（育成医療）支給認定（変更）申請書
- 自立支援医療（育成医療）意見書
 - ※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。
 - ※医療の具体的方針等の変更又は再度の支給認定の必要性を詳細に記載した意見書
- 世帯調書
- 健康保険証の写し
 - ・ 国民健康保険…同一の健康保険に加入されている方の全員が記載されている健康保険証の写し（カード型の場合もそれぞれ全員分のカードの写し）
 - ・ 国民健康保険以外…育成医療を受けるお子さんの名前が記載されている健康保険証の写し（カード型の場合は、お子さんのカードとともに、被保険者の方のカードの写し）
- 市町村民税課税証明書
 - （育成医療を受ける月が4月から6月の場合は前年度分、7月から3月の場合は、今年度分）
 - ・ 国民健康保険の場合は、加入されている方全員分の証明書、社会保険の場合は、被保険者の証明書
 - ・ 市民税が非課税の場合は、世帯調書へ記載の方全員分の証明書

※市町村民税が芦屋市以外で課税されている場合、必要となります。
- 特定疾病療養受領証（腎臓機能障害で人工透析療法を行う場合）
- 医療保険多数該当世帯については、高額療養費支給通知書写し
- 本人・保護者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- 本人確認ができるもの

●医療機関の変更

自立支援医療（育成医療）支給認定（変更）申請書

自立支援医療（育成医療）意見書

※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。

特定疾病療養受領証（腎臓機能障害で人工透析療法を行う場合）

※「医療保険多数該当世帯」・・・育成医療の対象となる治療のあった月以前の12か月以内に、医療保険において高額療養費が支給されている月数が3か月以上ある世帯

（提出先）〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市こども福祉部福祉室障がい福祉課

TEL 0797-38-2043

FAX 0797-38-2160

治療用装具の請求に必要な書類について

【申請の流れ】

- 1 保護者は治療用装具を製作した業者に装具代金の全額を支払う。
- 2 保護者は、加入している医療保険者に対し、保険給付分を請求する。
- 3 医療保険者から、保護者に対して保険給付分が支給され、支給決定通知書
が送付される。
- 4 保護者は、市に対して育成医療給付分を請求する。
- 5 市は、保護者に対して育成医療給付分を支給する。

【申請書類】

- 1 自立支援医療（育成医療）治療用装具費請求書
- 2 自立支援医療（育成医療）治療用装具装着等証明書
※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。
- 3 当該治療用装具の支給認定に係る受給者証の写し
- 4 当該治療用装具の支給月の上限額管理票の写し
- 5 当該治療用装具の領収証の写し
- 6 当該治療用装具の明細書
- 7 医療保険の支給決定通知書
- 8 振込先通帳の写し
- 9 本人・保護者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- 10 本人確認ができるもの

（提出先）〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市こども福祉部福祉室障がい福祉課

T E L 0797-38-2043

F A X 0797-38-2160

治療用装具の請求に必要な書類について

【申請の流れ】

- 1 保護者は治療用装具を製作した業者に装具代金の全額を支払う。
- 2 保護者は、加入している医療保険者に対し、保険給付分を請求する。
- 3 医療保険者から、保護者に対して保険給付分が支給され、支給決定通知書
が送付される。
- 4 保護者は、市に対して育成医療給付分を請求する。
- 5 市は、保護者に対して育成医療給付分を支給する。

【申請書類】

- 1 自立支援医療（育成医療）治療用装具費請求書
- 2 自立支援医療（育成医療）治療用装具装着等証明書
※ 指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。
- 3 当該治療用装具の支給認定に係る受給者証の写し
- 4 当該治療用装具の支給月の上限額管理票の写し
- 5 当該治療用装具の領収証の写し
- 6 当該治療用装具の明細書
- 7 医療保険の支給決定通知書
- 8 振込先通帳の写し
- 9 本人・保護者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- 10 本人確認ができるもの

（提出先）〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市こども福祉部福祉室障がい福祉課

TEL 0797-38-2043

FAX 0797-38-2160

個人番号・本人確認に必要なものについて

これまでの各申請の際に必要なものに加えて、下記のものをご用意ください。

○本人の個人番号の確認

- ①個人番号カードの裏面
- ②通知カード
- ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 のいずれか1つ。

○本人確認

- ①個人番号カードの表面（写真付）
- ②運転免許証
- ③パスポート
- ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付） のいずれか1つ。
→上記が困難な場合は、通常、本人しか持ちえない書類2点以上で確認させていただきます。
例) 健康保険被保険者証、年金手帳、官公署発行の通知書、キャッシュカード 等

※自立支援医療を申請される場合、受診者と同一保険の加入者全員の個人番号を確認させていただく必要があります。

※代理人による申請の場合、別途委任状と代理人の本人確認できるものが必要となります。

※郵送による申請の場合、上記の個人番号と本人確認ができるものの写しを同封してください。（正しい番号であることの確認後はシュレッダーで廃棄します。）